

大学共同利用機関法人自然科学研究機構業務方法書

平成16年4月1日

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、もって、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の当該業務の適正な運営に資することを目的とする。

(出資の方法)

第2条 機構は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第2条第1項の特定大学技術移転事業に対して出資することが出来る。

2 前項の出資の方法等に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(業務の委託)

第3条 機構は、法人法第29条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、その業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 機構は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 業務委託契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 契約事項
- (2) 委託の目的及び概要
- (3) 委託の実施の方法
- (4) 委託に係る経費
- (5) その他必要な事項

(契約の方法)

第 5 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(業務の受託)

第 6 条 機構は、研究機関等からの依頼に応じて、業務を受託することができる。

(業務受託契約)

第 7 条 機構は、業務を受託しようとするときは、委託者との間に業務に関する受託契約を締結するものとする。

2 業務受託契約においては、次の事項を定める。

- (1) 契約事項
- (2) 受託の目的及び概要
- (3) 受託の実施の方法
- (4) 受託に係る経費
- (5) その他必要な事項

(共同利用の原則)

第 8 条 共同利用（法人法第 2 9 条第 1 項第 2 号に規定する業務をいう。）の実施において、研究施設及び研究設備等の使用料は、無償を原則とする。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。